

# 児玉市政

- 4期の任期を終え勇退 -



16年間、本当にありがとうございました。

この度、7月2日の任期満了をもちまして、鹿角市長の職を退任させていただくことにいたしました。平成17年7月に市長に就任して以来、市民の皆さまより多大なるご理解とご協力を賜りながら、市政運営の舵取り役を任せていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

これまで4期16年にわたり、掲げた公約や施策は、概ね着実な進展を見ることができたと思っております。1期目で健全財政の基礎をつくり、2期目からは鹿角が持つ潜在力に焦点を当て、産業振興や地域力の向上に資する事業を積極的に進め、

農産物のブランド化や企業立地による雇用の拡大、また子育て支援の充実などにも取り組む、次代への道筋をつけることができたと考えております。

在任中は、市民の皆さまから寄せられた大変貴重なご意見やご提案を市政に反映させ、市民との共動を基本に市政の推進を図りましたが、特に、文化の相互交流館コモッセの建設や花輪駅前広場の整備、また旧鹿角パークホテルの再生を進めるうえで、大きな推進力となりました。地方を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化など大変厳しい状況にありますが、そうした中でも、本市は全国規模のスキー大会や駅伝大会の開催、北限の桃や淡雪こまち、かづの牛などの地域ブランドの確立、さらにユネスコ無形文化遺産をはじめとする数多くの文化財や縄文時代から続く歴史など類まれな「文化・歴史」遺産にも恵まれており、これらに磨きをかけることで、さらなる魅力の向上が図られます。

## 見玉市政 16年間の主な取り組み

- ・共動パートナー制度の導入 (H18)
- ・「浅利純子杯争奪第1回鹿角駅伝」開催 (H19)
- ・森林セラピー基地グランドオープン (H20)
- ・中滝ふるさと学舎オープン (H22)
- ・かづの厚生病院開院 (H22)
- ・市民サービス窓口開設 (H23)
- ・法テラス鹿角開設 (H26)
- ・文化の社交流館コモッセオープン (H27)
- ・移住コンシェルジュ配置 (H27)
- ・消防庁舎移転 (H27)
- ・淡雪こまちの作付 100ha 超拡大 (H27)
- ・ファーストベビー祝金 (H28)
- ・葛飾区と包括的連携協定 (H28)
- ・まちなかオフィスオープン (H28)
- ・産業団地整備 (H29)
- ・東京五輪でハンガリーのホストタウン登録 (H29)
- ・道の駅おおゆオープン (H30)
- ・映画「ダイヤモンド」公開 (H30)
- ・かづの観光物産公社が日本版DMO登録 (H30)
- ・鹿角花輪駅前観光案内所オープン (H31)
- ・ふるさと納税が2億円突破 (H31)
- ・鹿角花輪駅前広場整備が完工 (R2)
- ・中心市街地中核ホテル再開 (R3)
- ・あんたらあ大規模リニューアル (R3)
- ・任期中に開催された全国規模のスキー大会
- ・国民体育大会 (計3回)
- ・全日本学生スキー大会 (計4回)

長期化している新型コロナウイルスの影響により、鹿角地域でも経済活動がダメージを受けているほか、イベントや行事なども中止や延期を余儀なくされるなど、見えない敵（新型コロナ）

最後に、市民の皆さまのご健康とご多幸をお祈りいたしますとともに、お寄せいただいたご厚情に感謝とお礼を申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

16年間、本当にありがとうございました。

## ご存知ですか？ (マル福)

# 福祉医療制度

福祉医療制度とは、国民健康保険や社会保険などで診療を受けた際に自己負担分を市と県で助成する制度です。

有効期限が7月31日の福祉医療費受給者証をお持ちの方で、8月1日以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。8月から新たに該当となる方や更新のために手続きが必要な方には、7月初旬に案内を郵送しますので、忘れずに手続きをお願いします。

また、下表の対象者に新たに該当となった方は申請が必要です。手続きに必要なものを持参し、市民課国保医療班または各支所にて申請してください。

市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

### 福祉医療制度の対象者

対象者	対象期間ほか	手続きに必要なもの
乳幼児、小・中学生、高校生世代	18歳になった年の年度末まで (所得制限あり)	対象者の保険証、認め印、*父母の所得課税証明書
ひとり親家庭などの子ども		対象者の保険証、認め印、遺族年金証書または児童扶養手当証書、*父または母および扶養義務者の所得課税証明書
65歳以上で身体障害者手帳4級～6級をお持ちの方	社会保険本人は対象外 (社会保険本人以外は所得制限あり)	対象者の保険証、認め印、身体障害者手帳または療育手帳、*所得制限ありに該当する方は所得制限対象者の所得課税証明書
身体障害者手帳1級～3級または療育手帳Aをお持ちの方	社会保険本人は所得制限あり (社会保険本人以外は所得制限なし)	

※他市区町村で税の申告をしている方のみご用意ください。

### 県外受診されるときマル福の手続きについて

秋田県外の医療機関で受診するときは、受給者証を使うことができませんので、一度病院や薬局などで医療費をお支払いください。後日、市民課国保医療班または各支所にて申請手続きを行うことで、福祉医療費助成金をご指定の口座に振り込みます。

なお、入院時の食事代など、助成の対象にならない費用もありますのであらかじめご了承ください。

### 申請に必要なもの

保険証、受給者証、領収書、認め印、通帳など振込先が確認できるもの

### 保険証が変わった時は届け出が必要です

受給者証をお持ちの方で、健康保険証が変更になった場合は届け出が必要です。社保から社保への変更であっても保険証と認め印を持参し市民課国保医療班または各支所で手続きを行ってください。

### ジェネリック医薬品をご利用ください

受給者証をお持ちの方の医療費自己負担分は市が負担しています。受診時にジェネリック医薬品を希望していただくことで、市の財政負担の軽減にも繋がりますので、ぜひご利用ください。